

各 位

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について
日頃から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進について、格別のご理解とご協力を
いただき、お礼申し上げます。

さて、本日、政府において、令和2年(2020年)5月6日で期限を迎える「緊急事態宣言」
の5月31日までの延長が決定されました。

道においても、「緊急事態措置」を5月31日まで延長することを基本としつつ、その
内容については、ひとまず5月15日まで9日間は、これまで同様の措置を講ずること
にしましたので、お知らせいたします。

なお、休業等の要請にご協力いただき、感染拡大防止対策に取り組む事業者の方々を
ご支援させていただく「休業協力・感染リスク低減支援金」の今回の期間延長に伴う取扱
については、再延長の如何に関わらず、5月15日まで継続して休業等にご協力いただ
ければ、支援金を支給することとし、今月下旬から支給を開始する予定としております。
事業者の皆様には、現在、申請を受け付けておりますので、積極的にご活用いただきますよ
うお願い申し上げます。

また、貴団体においても、会員団体・企業等への周知について宜しくお願い申し上げます。

なお、休業等の要請や支援金の申請受付に係るご相談については、下記の「休業要請
専用ダイヤル」にお問い合わせいただきますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 「緊急事態措置」の延長期間
令和2年(2020年)5月31日(日)まで
- 2 北海道休業協力・感染リスク低減支援金の休業等の要請期間
令和2年(2020年)4月25日(土)から5月15日(金)まで
- 3 北海道休業協力・感染リスク低減支援金の申請期間
令和2年(2020年)4月30日(木)～7月31日(金) *7月31日(金)の消印有効
- 4 その他
事業者の皆様には、現下の厳しい状況を乗り切っていただくために、添付資料の支援
制度をご用意しております。こうした制度をご活用いただき、何とぞ、事業の継続や
雇用の維持に取り組んで下さいますようお願いいたします。

<休業要請専用ダイヤル>

- ・電話番号 011-206-0104 又は 011-206-0216
- ・開設時間 8:45～17:30(土・日・祝日も開設)

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
休業要請・休業確認班

電話：011-206-0287(直通)担当：鳥井
経済部休業協力・感染リスク低減支援対策班

電話：011-204-5923(直通)担当：石黒、永田